

一般社団法人日本感染管理ネットワーク（ICNJ）支部連携運営規程

第 1 条（総則）

この規定は、一般社団法人日本感染管理ネットワーク定款（以下、定款という）に基づき支部の運営や制度について定める。

第 2 条（目的）

支部会を通して、地域における会員相互の交流と連携を推進し、会員の知識とスキルの向上をはかり、地域の感染管理向上へ貢献することを目的とする。

第 3 条（事業）

各支部は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- （1）感染管理活動に関する会員間の相談・情報発信。
- （2）研修会等の企画・開催。（法人会員との共催可）
- （3）活動および運営内容の報告。（総会・研修会、理事会、会誌、ホームページ）*
- （4）その他感染管理に関して必要な事項。 **

*各支部の活動内容・成果報告、理事会への報告。

（年間活動計画、予算案・会計報告、活動内容・成果）

**目的 3) に係る地域研修会等。

第 4 条（支部設立）

支部の設立は、下記の基準を満たした場合に申請できる。

趣意書を付記した申請書の提出をもって、理事会で検討し、理事会の承認を得て設立を決定する。

*すでに全県が ICNJ 支部に属しているため、県単位での区分変更として申請を受ける。

- （1） ICNJ 会員 50 名以上の都道府県
- （2） 会員間のネットワークが必要である地域。

第 5 条（会員資格）

第 3 条に示す活動を主体的に行う ICNJ 一般会員であり、入会手続きおよび次年度継続手続きが確認された時点より支部会員の資格を得る。

第 6 条（支部の名称）

各支部は、「一般社団法人日本感染管理ネットワーク〇〇支部」とし、研修会などを開催する場合は「一般社団法人日本感染管理ネットワーク〇〇地方会（研修会）」と記載する。

第 7 条（役員）

各支部は、以下の役員をおく。 運営に係る以下の役員を支部会員より選出する。

- （1）（支部長 1 名 支部会において支部会員の中から選任され、支部を統括し、支部会を代表する。
- （2）事務局担当者 1 名～数名 「支部会において支部会員の中から選任され事務処理、会計管理、連絡等を担当し会務の運営を補佐する。」
- （3）監事 1 名以上 「支部会において支部会員の中から選任され、支部収支の適否の監査と

- 報告を行い、支部の適正運営を監視する。」
(4) その他各支部会則および細則に基づくものであること。

第 8 条 (支部会)

- 1) 年数回、各支部長が召集する。
- 2) 運営に関する事項を審議し、支部の運営決定機関となる。

第 9 条 (支部への活動支援)

- (1) 支部運営の支援事業として、活動支援金を毎年分配する。
1 支部 100,000 円 + (会員数 × 1000 円) を指定の口座へ振り込む。
- (2) 予算の配分方法や支部運営に関する相談。
- (3) 活動内容に係る人材派遣・紹介。
- (4) 必要時支部会・研修会等へ理事の派遣。
- (5) 年に 1 回 支部代表者会議の開催。
- (6) 支部が開催する研修会などの情報を全会員配信とホームページへの公開。
- (7) ICNJ 主催の教育セミナーの開催。

第 10 条 (支部活動報告)

各支部は年度毎、下記に示す内容を理事会に報告する。

- (1) 年度活動計画。
- (2) 年度活動予算案。
- (3) 年度決算および会計監査。
- (4) 運営役員。
- (5) 活動報告 (研修会、会誌、ホームページ上の掲載を含む)。

第 11 条 (支部代表者会議への出席)

年に 1 回主催する支部代表者会議へ出席する。

第 12 条 (規程変更)

本規定の変更は、理事会の議を経て、変更することができる。

13. 附則

- 尚、本規程は平成 23 年 7 月 30 日より施行する。
本規定は平成 26 年 9 月 21 日より施行する。
本規程は平成 27 年 6 月 13 日より施行する。
本規程は令和 1 年 10 月 1 日より施行する。